農水知財のフロントランナーに聞く

地理的表示保護制度（GI制度）の活用

2015年6月から地理的表示保護制度（GI制度）がスタートし、地域ブランドの新たな保護手段として注目を浴びている。そこで、実際に地理的表示登録の申請代理を扱った特許事務所の所長で弁理士の浅野氏に話を聞いた。

地域団体商標制度との違い

―GI制度とはどのような制度か教えてください。

GI制度とは、産地と密接に結び付いた特性を有する農林水産物の名称を登録する制度です。例えば、「夕張メロン」、「砂丘らっきょう」、「市田柿」などが現在申請されています。地域活性化を図るため、今年6月から農水省が新たに運用を開始しました。申請主体は「生産者団体」です。法人格は不問ですが、個人は対象外です。

似た制度として、地域団体商標制度があります。両者の最も大きな相違点は、GI制度は国による品質保証があり、そのお墨付きとしてGIマークが付けられる点です。またGI制度は独占排他権を付与するものではないので、取り消されない限り登録の効果が永続的に続きますが、使用許諾することはできません。一方、地域団体商標制度では、独占排他権が付与され、使用許諾も可能です。目的に応じて、両制度を上手に使い分けるべきです。

また、自ら訴訟対応が必要な商標権とは異なり、GIでは、不正使用を農水大臣が排除してくれるため、侵害対応の費用面では有り難い制度です。

資料をそろえておくことが大切

―申請代理の経験から、GIの申請をされる方へアドバイスをお願いします。

申請には、個々の記載の根拠を細部に至るまで添付することが求められます。対象物は昔からやっていた伝統的産品ですので、文献がないことも多いです。そこで、計画的に資料を集めておくことが大事です。

弁理士に相談を

GIは単なる名称の登録制度ではなく、特性審査により産品の品質保証をする制度ですから、産品の中身について各方面から審査されます。よって商標や特許、品種登録、ノウハウなどに通じた弁理士の知見や判断が求められることになります。農林水産物保護、GIの活用についても弁理士に相談するメリットは大きいと思います。

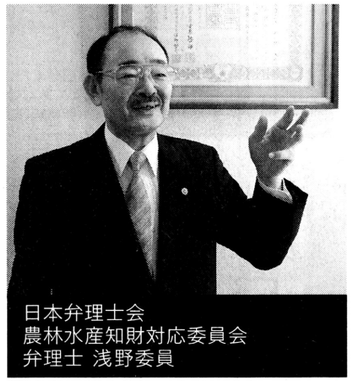

日本弁理士会
農林水産知財対応委員会
弁理士 浅野委員

GI制度と地域団体商標制度との違い

	GI制度	地域団体商標制度
国による品質保証	あり	なし
名称の独占排他権	なし（基準を満たせば誰でも使える）	あり
登録の更新	なし	あり
侵害者への対応	農水大臣の排除命令で費用が掛からない	自分で訴訟提訴するため費用が掛かる

GIマーク

広告

弁理士とは…

知的財産に関する法律と技術の専門家として、特許出願などの代理やアドバイス業務を行います。

知的財産権の保護、利用促進をもって経済及び産業の発展に資することをその使命とします。

日本弁理士会では、弁理士を派遣して、無料でご相談を受け付ける「弁理士知財キャラバン」事業を行っていますので、ご利用ください。

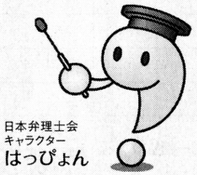

日本弁理士会
キャラクター
はっぴょん

お問い合わせ先

JAPAN PATENT ATTORNEYS ASSOCIATION
JPAA 日本弁理士会

TEL:03-3581-1211(代)
FAX:03-3581-9188
Email:nousui@jpaa.or.jp
URL:http://www.jpaa.or.jp/